

国保だより

国民健康保険被保険者証の更新について

みなさんがお持ちの国民健康保険被保険者証は、令和元年（平成31年）9月30日が有効期限となっています。有効期限が満了する9月30日までに、簡易書留で新しい被保険者証を郵送します。

受け取られたら・・・

- ①新しい被保険者証の内容をよくご確認ください。
 - ②今までの被保険者証は、有効期限が過ぎましたら、健康課保険年金係にお返しいただくか、住所や氏名が見えないように細かく裁断して破棄してください。
 - ③保険証は現在カードサイズになっておりますので、紛失には十分ご注意ください。紛失や破損の際には、身分証明になる書類と印鑑（シャチハタ以外）とマイナンバーを持参し、健康課保険年金係で再交付を受けてください。
- ※不在等でお渡しできない場合の被保険者証は、郵便局での保管期間を過ぎたあと、役場に返却されます。

ポストに不在票が入っていたときは、内容をよく確認のうえ、早めに記載されている連絡先の郵便局へ連絡してください。

問合せ先 健康課 ☎ 34-1111

いやや いやや
消費者ホットライン 188 局番なし

悪質な電話勧誘販売に対抗するために

はじめに

電話勧誘販売とは、販売業者が消費者宅に電話し、商品やサービスを販売する方法です。消費者が要請していないにもかかわらず、販売業者が消費者を勧誘するケースがほとんどです。強引な勧誘、身分を偽っての勧誘、虚偽説明、説明不足などの問題もみられます。

悪質業者からの突然の電話による商品の勧誘などを防止するために留守番電話や自動通話録音機を積極的に活用しましょう。

相談事例 1

北海道の海産物業者から突然電話があり、「いいカニがお値打ちに買える。3万円のを今なら2万円にする。」と勧められた。高額なものなので迷っていると「食べて気に入らなかったら、お金はお返しする。」と言われたので、相手業者の名前や連絡先も分からないまま承諾してしまった。どんなカニが送られてくるか分からないので断りたい。

相談事例 2

一人で居るときに「1か月前に注文を受けた健康食品が出来上がったので、お届けします。」と突然電話があった。金銭は約2万5,000円だという。「そんな高額な健康食品は注文していない。」と答えたが「注文しているので受け取ってもらわないと困る。」と言われた。その言い方が怖かったので、「今回限りですよ。」と言ってしまった。商品が届いたので仕方なく代金を支払ったが、納得がいかない。

アドバイス

突然の電話では誰でも冷静に考えることができずに相手のペースにはまってしまう。このような突然の電話による契約は、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフできます。商品が届いても、代金を支払わず、事業者名・住所・電話番号をメモした上で受け取りを拒否しましょう。クーリング・オフのハガキを出すことは難しいものではありません。しかし、不意打ちの電話を受けて契約してしまわないように留守番電話機能や自動通話録音機能を活用することをおすすめします。

【電話を受けてあわてないための対策】

【留守番電話機能】

不在時に、電話の相手に名前や用件などを音声で残してもらう機能です。家にいるときでも留守番電話にしておくとお意打ちの電話勧誘販売の被害にあわなくても済みます。

【自動通話録音機能】

呼び出し音が鳴る前に、相手に「この通話は迷惑電話防止のため録音されます。」などと音声の流れ、受話器を取ると自動的に録音が始まります。

市販されている自動通話録音機を今使用している電話機に取り付けて使える場合もあります。

これらの機能付き電話機は、悪質な業者からの電話勧誘販売以外にオレオレ詐欺など犯罪者からの被害を防ぐ効果が期待できます。



町消費生活センターでは、町民の皆さんが安全に安心して暮らせるよう、専門の相談員が消費生活に関する相談や問題解決のための助言などを行っています。

1人で悩まずにご相談ください。

☎ 局番無し 188

